

※登録番号

一般-000118号(令和3年2月19日)

1. 投資顧問業の種類

一般不動産投資顧問業

2. 法人・個人の別

個人

3. 商号又は名称

きりうふどうさんとうしこもんじむしょ

きりう不動産投資顧問事務所

4. 氏名

きりうこうのすけ

桐生幸之介

7. 第4条第1項第3号又は第4号に規定する重要な使用人

(ふりがな) 氏名	役職名	統括する業務の別
きりうこうのすけ 桐生幸之介	代表者	投資判断

8. 不動産投資顧問業を営む営業所の名称及び所在地

名称	設置年月日	所在地
きりう不動産投資 顧問事務所	昭和56年 9月24日	大阪府大阪市北区中之島三丁目1番8号 06-6441-3553

## 9. 業務の方法

### 1. 不動産の種類と規模及び所在する地域

業務用ビル:延床面積 1,000 m<sup>2</sup>から 20,000 m<sup>2</sup>位 大阪市内

商業施設:敷地面積 100 m<sup>2</sup>位から 10,000 m<sup>2</sup> 大阪府近郊

集合住宅等:延床面積 1,000 m<sup>2</sup>から 10,000 m<sup>2</sup> 大阪府近郊

駐車場施設:敷地面積 100 m<sup>2</sup>位から 10,000 m<sup>2</sup> 大阪府近郊

### 2. 助言の方法

一定期間継続的な資産運用に係る助言

### 3. 報酬体系

(1)個人顧客は月額金 30,000 円を支払う。

法人顧客は月額金 50,000 円を支払う。

(2)個人顧客の助言内容は依頼者および親族に係る不動産有効活用に関するもの。記載の報酬金額とは別に個別の物件に調査・積算・報告書作成にかかる費用は別途支払われる。

(3)当社に売買・賃貸仲介の依頼がある場合は、別途仲介手数料が支払われる。

### 4. 報酬の支払時期

毎月月末までに当月分を支払う。

顧客の依頼により行う業務に関するものは 20 日で締め翌 20 日受領する。

5. 匿名組合、信託及び特定目的会社等を用いる場合があります。

## 10. 既に有している免許、許可、認可又は登録

業の種類	免許等の番号	免許等の年月日
(1)金融商品取引法第29条の登録		
(2)宅地建物取引業法第3条第1項の免許	大阪府知事 (10)24548	平成 28 年 9 月 24 日
(3)不動産特定共同事業法第3条第1項の許可		

## 11. 不動産投資顧問業以外の事業の種類及び内容

宅地建物取引業